

## 「やめさせんと！ハラスメント！」

生き生きと定年まで働き続けるために～労働組合の視点から！

### ハラスメント学習会—広島市民病院職組濱委員長の講演

10月11日、県労会議健康講座ハラスメント学習会が開かれ21人が参加しました。広島市民病院職組濱喜代子委員長が「やめさせんと！ハラスメント！生き生きと定年まで働き続けるために～労働組合の視点から！」と題して、現に起きている職場の実態を紹介しながら講演。質疑が相次ぎました。

#### 「お涙作戦」「幽霊作戦」など団体交渉、安全衛生委員会でハラスメント改善

組合は長時間労働、長期病休者などを安全衛生委員会でチェックする、メンタルヘルス部会を設置し、ハラスメントについては団交で「お涙作戦(感情に訴える)」や「幽霊作戦(役員の背後に複数の組合員を配置)」で改善をさせてきた。

#### 法令順守、企業の社会的責任を問う作戦に

これも通用しなくなり「作戦変更」し、「法令遵守・企業の社会的責任を問う作戦」とした。労基法・安全衛生法・労組法と育休法を武器として、これに違反・抵触する事例について徹底追及してきた。

しかし、特に看護管理者は独裁的である場合、法令があっても「私が法律だ」と通用しない事例がある。

この度、労働施策総合推進法等改正がありこれらを活かすことが大切だ。

#### 過酷な労働環境がハラスメントを生む

過酷な労働環境がハラスメントを生み出す土壌となっている。自治労連の自治体病院「アンケート」でも「2割の看護職員がセクハラを、4割を超える職員がパワハラを受けている。セクハラの被害は前回調査より増え、加害者の6割が患者。パワハラは4割を超えて被害があり、加害者は上司が半数以上」となっている。「超過勤務の

8割以上が不払い残業を強いられ、年次有給休暇が『4日/年以内』が1/4』となっている。

#### 女性労働運動はハラスメントとの闘い

「あゝ野麦峠」の明治時代から、女性労働力の確保とハラスメントは表裏一体であった。看護婦闘争でも、戦前の「従軍法」が変わり、看護婦法ができたが、全員寄宿舎入寮義務と無制限の夜勤回数(通勤の自由権とプライバシーの制限)、恋愛・結婚・妊娠制限(女性の権利を侵害)、お礼奉公等々が続き、1960年民間病院を中心に



「病院スト」が発生した。その後、看護婦の夜勤回数月8日以内、夜勤人員についてガイドラインが出来たが、完全実現にはなっていない。

#### ハラスメントに対する労働組合の取りくみ

##### ①新人看護師が毎年全員退職する職場

労働組合：双方の言い分を聞き取り。管理職がハラッサーである職員をかばい続ける構造。ハラッサーは管理職の定年退職を機に部署異動となり、結果退職。

##### ②スタッフ10名の部署で一年間に病休者が5

### 名（うちメンタル3名）発生

労働組合：労働組合役員が配属となり、現場の状況を直接看護部に情報提供。当該看護師長は職場の実態を看護部に報告していなかった。エスカレートするハラスメントに管理職が動いたのは2名のメンタル病休と1名の退職者を出した後であった。

### ③スタッフにより対応を変える師長

労働組合：2018年、職場への牽制としてハラスメントアンケートを実施（わだち32・33）。当該部署内で組合員の不満をまとめたが、組合が対応する前にまとめた文書が広島市役所、労働基準監督署、その他公的機関に流出（非組合員が扇動したと思われる）。やむなく病院側が師長の謝罪説明の機会を設けることになった。

### ハラスメント解決への労働組合の姿勢

労働組合が直接解決するという考え方は関わっていない。ハラスメント対策は基本的には雇用主の責任。労働組合の「つながる・広がる・助け合う」の考え方にに基づき、公的機関や仕組みにつなげて解決を図るというやり方。

### ハラスメントを起こさない職場作りが大切

病院職場は特に人員不足が顕著で、同じ部署に20年という看護師も少なくない。経験の長い職員が暴君化することでハラスメ

ントが起きる傾向があり、特定の職員については短期間でローテーションする対策が行われている。



### （講演する濱喜代子さん）

ハラスメント防止は労働者個々の自覚はもとより管理者の意識が必要。今現在も患者さんから看護師の指導場面にハラスメント性を感じると投書がある。と自らの取り組みも紹介しながら講演しました。

参加者からは「組合に相談があつて対応に悩んでいる」「職場での人間関係があり、どのようにとりあげればいいのか」など質問が相次ぎました。

## じん肺・アスベスト被災者の救済、根絶を じん肺キャラバンが労働局、県、農政局要請

10月10日、建交労、県労会議、いの健県センターの代表らが「2019年なくせじん肺全国キャラバン」で県、労働局、中四国農政局に要請。

キャラバン隊は、じん肺、アスベスト裁判で国、企業責任が明確にされてきた中で①じん肺根絶、②国と地方自治体の公共工事によるじん肺被害防止、③アスベストトン防止のハザードマップ作成、アナライザー導入等、④「トンネルじん肺基金」創設、⑤石綿救済法と労災アスベスト疾患認定基準の改正、被害者の救済、⑥建設アスベスト被害者補償基金の創設などを説明して、見解を求めました。

県はアスベストハザードマップは作成していない。建築物解体時の業者のアスベストの有無の報告により労働局などと立入検査、境界点での濃度測定を民間委託で行うことになっているな



どを説明。ハザードマップ作成が必要、届出だけではアスベストの有無が正確でないことがあるので購入を検討する事等を要請しました。